

○九州大学寄附講座及び寄附研究部門規則

平成16年4月1日

平成16年度九大規則第85号

(趣旨)

**第1条** 九州大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門の実施については、この規則の定めるところによる。

(目的)

**第2条** 寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

**第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **寄附講座** 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費等を賄うものをいう。
- (2) **寄附研究部門** 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費等を賄うものをいう。
- (3) **部局** 各学府、各研究院、各学部、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、時空量子連携研究機構、各学内共同教育研究センター、情報基盤研究開発センター、学術研究・産学官連携本部及び未来人材育成機構をいう。
- (4) **部局長** 前号に規定する部局の長をいう。
- (5) **特定プロジェクト教員** 国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）第3条第2項第1号に定める教員をいう。
- (6) **部局教員** 寄附講座又は寄附研究部門の運営及び教育研究業務に従事する者として、部局に所属する教員のうちから部局長が指名する教員をいう。

(名称)

**第4条** 寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があった場合には、寄附者が明らかとなるような名をそれに付することができる。

(設置の申請)

**第5条** 部局長は、寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあったときは、本学の教育研究を進展及び充実させるため有益と認める場合には、教授会又はそれに代わる機関の議を経て、その設置を総

長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、所定の様式により次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附申込書
- (2) 寄附講座の概要又は寄附研究部門の概要
- (3) 特定プロジェクト教員の履歴書及び就任承諾書

3 部局長は、第1項の寄附講座等の設置の申請に当たって、寄附講座等の安定的な運営に資する観点等から、寄附者に係る情報を確認するものとする。

(変更の届出等)

**第6条** 部局長は、寄附講座等の内容を変更するときは、速やかに総長に届け出なければならない。

(設置の公表)

**第7条** 総長は、第5条第1項の申請を承認したときは、寄附講座等の設置を公表するものとする。

(存続期間等)

**第8条** 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例による。

(成果の公表)

**第9条** 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果の概要をとりまとめ、公表するものとする。

(寄附講座等の構成等)

**第10条** 寄附講座等は、少なくとも教授、准教授、講師又は助教1人の特定プロジェクト教員で構成するものとする。

2 前項の場合において、特定プロジェクト教員が助教のみであるときに限り、教授又は准教授の部局教員を構成員に加えるものとする。

(経費の受入れ)

**第11条** 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座等の設置に係る経費は、国立大学法人九州大学寄附金取扱規程（平成16年度九大会規第6号）に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

(特許等の取扱い)

**第12条** 寄附講座等における教育研究の実施により創出された知的財産の取扱いについては、九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号）の定めるところによる。

(雑則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は各部局長が定め、総長に届け出るものとする。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則（平成18年度九大規則第114号）**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成19年度九大規則第55号）**

この規則は、平成20年2月21日から施行する。

**附 則（平成22年度九大規則第44号）**

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

**附 則（平成22年度九大規則第68号）**

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則（平成23年度九大規則第46号）**

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

**附 則（平成24年度九大規則第82号）**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年度九大規則第116号）**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年度九大規則第57号）**

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則（平成28年度九大規則第75号）**

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

**附 則（平成29年度九大規則第34号）**

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

**附 則（平成29年度九大規則第64号）**

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

**附 則（平成30年度九大規則第80号）**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和元年度九大規則第18号）**

この規則は、令和元年10月24日から施行する。

**附 則（令和4年度九大規則第41号）**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年度九大規則第58号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年度九大規則第18号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。